

舞台芸術国際共同制作

担当：文化事業部 舞台芸術チーム

◆ 概要

日本と外国のアーティストによる舞台芸術作品の共同制作を、JF との共催事業として実施する団体または個人を公募します。

◆ 申請資格

次の要件をすべて満たす日本国内の団体または個人

- 1 カテゴリーA
 - (1) 文化芸術分野で活動する、日本の法人格を有する団体、もしくは同団体が中核となる実行委員会。
- 2 カテゴリーB
 - (1) 文化芸術分野で活動する個人、または日本の法人格を持たない団体。
 - (2) 申請事業の相手方が ASEAN 諸国で活動しているアーティストであること。
- 3 カテゴリーA・B 共通
 - (1) 申請事業の相手方となる外国のアーティストが申請事業の実施を承認していること。
 - (2) 制作過程を記録するためのプロセス・オブザーバーの受け入れを承諾し、制作過程の公開に同意する団体。
 - (3) 成果発表を含む配信用映像を制作し、JF がオンライン配信することに同意する団体または個人。
 - (4) 暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、また反社会的勢力との一切の関係を有していないこと。

◆ 対象事業

- 1 事業内容

演劇、舞踊、音楽、パフォーマンス、伝統・民俗芸能、映像等、すべての舞台芸術作品を対象とします。

※ 日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人から助成を受ける事業については、本プログラムの対象外です。

※ 企画条件の詳細は申請要領をご参照ください。



2 事業期間（最長2か年度）

2027年6月1日から2028年3月31日までに開始し、2029年3月31日までに終了する事業（海外で実施する場合は、日本発着日が事業実施期間内に収まる事業）。

※ 国際共同制作の過程を経て初演までを事業期間とします。

◆ 経費負担

- ・ カテゴリーA：1年度あたり、企画実施にかかる総経費の70%未満、かつ1,000万円（税込）を上限として、別途申請要領に定める経費を、JFが共催分担金として負担します。
- ・ カテゴリーB：1年度あたり、企画実施にかかる総経費の70%未満、かつ500万円（税込）を上限として、別途申請要領に定める経費を、JFが共催分担金として負担します。

◆ 採用実績（参考）

採用3件／応募25件（2026年度）

◆ 選考方針

提出された申請書に基づき以下のような観点から審査を行い、JFの委嘱する審査委員の意見を聴取の上、採否及びJFの経費負担額を決定します。

- 1 JFが共催する事業としての必要性（国際交流・相互理解への貢献、外交上の必要性、海外への波及効果等）
- 2 事業計画の内容（日本と海外のアーティストの交流要素、企画の新規性、実現可能性、将来的な発展性、事業の質等）
- 3 参加団体・アーティストの活動実績
- 4 事業実施体制（準備進捗状況、スケジュールの妥当性）
- 5 予算計画の妥当性（他団体の費用負担、公演回数や観客動員数等）
- 6 国際共同制作の内容（参加者間の交流・協働の深度、作品創作における参加者の対等な関与のあり方等）
- 7 プロセス・オブザーバー制度及び映像配信への理解、映像制作のための準備・実施体制
- 8 事業実施地の安全状況



◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月頃

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。

JF ウェブサイト：[国際交流基金 - 申請手続、申請資格、注意事項](#)

